

# 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示について

平成21年5月  
海事局海技課

## I. 改正の背景

国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設の課程を修了した者については、海技士国家試験における筆記試験を免除されるが、当該登録の要件及び手続等については、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「規則」という。）に規定されており、規則第57条に基づき、登録船舶職員養成施設の教育の内容等の基準等を定める告示（平成16年国土交通省告示第166号。以下「本告示」という。）において、各船舶職員養成施設の修業期間、必要履修科目の単位数等の教育の内容の基準等が規定されている。

今般、規則が改正され、民間で完結する6級海技士（航海）の養成課程が実施されることに伴い、本告示を改正し、当該養成施設に係る修業期間等を定める必要がある。

## II. 改正の概要

1. 6級海技士（航海）第1種養成施設に係る修業期間等  
修業期間を4.5月以上、入学資格を高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者とする。
2. 6級海技士（航海）第1種養成施設に係る必要履修科目等の教育の内容等の基準  
航海に関する科目を4単位以上、運用に関する科目を6単位以上、法規に関する科目を2単位以上とする。
3. 6級海技士（航海）第1種養成施設に係る練習船による実習の基準  
練習船の大きさ、設備、教員の要件、実習の期間、実習科目、実習の水域等必要な事項について別紙のとおり定める。
4. その他  
その他所要の改正を行う。

## III. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成21年7月上旬  
施 行 平成21年7月上旬

(別紙)

別表第五 練習船による実習の基準

項目	練習船の大きさ等	練習船の設備	教員の要件	実習の期間	実習科目
六級海技士（航海）第一種養成施設の場合	。 総トン数二百トン以上の練習船又は練習船における実習と同等の実習を行えると認められる船舶であること	次に掲げるものが備えられていること。 一 実習用海図機 二 実習用海図 三 ジャイロコンパス 四 レーダー 五 音響測深器	練習船の実習体制を確保するため、実習を担当する教員について、次に掲げる要件を満たしていること。 一 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条の規定により乗り組ませなければならないこととされている船舶職員のほか、実習を担当する教員が三人以上乗り組んでいること。ただし、実習生が八十人以下の場合は一人を、四十人以下の場合二人を減ずることができ、乗組員は二人を減ずることができないこと。 二 教員は、五級海技士（航海）の資格又はこれより上級の資格の海技士（当該資格についての海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。	二月以上であること。	1 航海に関する科目 一 航海計器、誤差測定 二 航路標識の利用 三 特性図誌 四 水路図誌 五 種類及び用法 六 潮汐及び海流の求め方 七 潮位、航針、航程等の測定 八 電波航法 九 船舶の構造、設備及び復原性 10 運用に関する科目

<p>実習の方法</p>	<p>実習の水域</p>	
<p>3 2 1          実習は、あらかじめ十分講じられているものであること。三十日以上連続して行うものであること。</p>	<p>実習には、沿海区域（平水区域を除く。）におけるものが含まれていること。</p>	<p>3          海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令</p> <p>九 捜索及び救助          八 災害防止及び救急措置          七 各種海難の原因、防止上の注意及び発生時の措置、船体放棄、旅客及び乗組員の保護、海中に転落した者の救助並びに遭難船からの人命救助          六 貨物の取扱い及び積付け          五 小型船舶の出力装置          四 船舶の係留、解纜及び錨泊、各種海域における操船、狭視界、荒天時の操船並びに曳航          三 気象及び海象          二 船舶の構造、設備の取扱い及び保存手入れ並びにトリム、復原性及び応力の求め方</p>